国自旅第78号

平成23年6月24日

東北運輸局長殿

東日本大震災の被災地における

復旧・復興期の生活交通手段の適時適切な確保について

自動車交通局長

(公印省略)

東日本大震災の発生後、各旅客自動車運送事業者による既存運行系統の再開、臨時系統の運行、鉄道休止代替バスの運行、自治体による無償バスの運行等による移動手段の確保が図られているところであるが、震災の発生後3か月を経過し、避難所から仮設住宅への入居等も進みつつあり、引き続き、復旧・復興の各段階における地域の交通ニーズの変化に迅速に対応し、適時適切に生活交通手段を確保していくことが求められている。

このため、特に被害が大きい岩手・宮城・福島の3県の被災地関連の事案に係る道路運送法関係法令.・通達の適用については、平成23年度中に申請又は届出が行われる事案に関し、既に通知済みのものに加え、下記のとおり、運用の弾力化等を行うこととしたので、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長に対して別添のとおり通知したので申し添える。

記

1共通事項

(1)被災地関連の申請事案については、標準処理期閲にかかわらず、速やかに処理されたい。

(2)県、市町村、旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、特定非営利活動法人(NPO)、地域住民その他の関係者から問い合わせや相談があった場合は、従来以上に迅速かつ丁寧に対応されたい。

この場合において、問い合わせや相談の内容が現行制度上は不可能又は困難と考えられる場合であっても、その問い合わせや相談の背景にある移動ニーズの把握に努め、他の代替的な手法の提案や関係行政機関、関係旅客自動車運送事業者等の調整窓口の紹介等被災地における生活交通手段を適時適切に確保する観点に基づき、適切に対応されたい。

(3)貴局及び運輸支局において、規制の弾力的運用等を希望する場合又は地元関係者において規制の弾力的運用等に関するニーズが存すると思われる場合は、電話、電子メール等の簡易な方法で差し支えないので、随時本省自動車交通局旅客課担当官に相談されたい。

2運用の弾力化を行う事項

被災地関連の事案に係る道路運送法関係法令・通達の適用については、被災地における生活交通手段を適時適切に確保する観点から、平成23年度中に申請又は届出が行われる事案に関し、次のとおり明確化するとともに、弾力的に取り扱うものとする。

(1)一般乗合旅客自動車運送事業関係

【事前届出期限の後ろ倒し】

①運賃及び料金の届出については、原則として実施予定日の30日前までの届出が義務付けられているところ.であるが、道路運送法施行規剣(昭和26年運輸省令第75号)第9条第3項又は第10条第1項第1号ハに該当する場合には、「あらかじめ」届け出れば足りることとされており、この規定の適切な運用を図られたい。なお、東日本大震災の発生に伴い、避難所又は仮設住宅等と高等学校等の教育施設や市役所等の公共施設、病院等の医療施設、スーパー・商店街等の商業施設その他の生活関連施設等の間を結ぶため、新たに設定又は牽更される運行であって、予定される運行期間が1年以内のものについては、原則として第10条第1項第1号ハに該当するものとして取り扱うこととする。

②運行計画の届出については、原則として実施予定日の30日前までの届出が義務付けられているところであるが、道路運送法施行規則第15条の歪3第1項において、「行事等の事由による一時的な需要に応じた運行系統の設定又は変更に係る運行計画の設定又は変更の届出にあっては、七日前」までに届け出れば足りることとされているところであり、東日本大震災の発生(福島原子力発電所事故の発生を含む。)については、同項の「行事『等』の事由」に該当するものとして取り扱うこととする。

【路線不定期運行及び区域運行に係る手続の簡素化】

③「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日付け国自旅第71号)別紙「1許可(道路運送法(以下f法」という。)第4条第1項)」(2)③の記載にかかわらず、関係する一般乗合旅客自動車運送事業者が文書により当該路線不定期運行又は当該区域運行の運行に同意している事案その他実質的に路線定期運行との整合性がとられていると認められる事案については、道路運送法施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議等における協議を経ていない場合であっても、許可して差し支えないものとする。

(2)貸切乗合許可・乗用乗合許可関係.

【許可に付す期限の延長】

①東日本大震災の発生に伴い、避難所又は仮設住宅等と高等学校等の教育施設や市役所等の公共施設、病院等の医療施設、スーパー・商店街等の商業施設その他の生活関連施設等の間を結ぶため、新たに設定又は変更される運行に係る運行期間については、1年以内の期限を付して許可を行うこととするが、運行期間の延長の申請があった場合には、「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」(平成18年9月15日付け国自旅第140号)の記「1許可の範囲」及び「4許可に付す期限」の記載にかかわらず、「運行の日から3年以内の当該避難所又は仮設住宅の閉鎖の日まで」を目安に、運行期間の1年以内の延長を必要な都度認めることが出来るものとする。同様に、鉄道の休止に伴う代替バスの運行に係る運行期間についても、「運行の臼から3年以内の当該鉄道が運行を再開又は廃止する日まで」を目安に運行期問の延長を認めることができるものとする。

【添付書類の省略】

②道路運送法施行規則第19条第2項において申請書に添付することとされている「予定する運輸数量を記載した書類」については、詳細な記載は求めず、簡易な記載で足りるものとする。

3協議の円滑化・迅速化に向けた助言・指導

被災地において地域公共交通会議、同規則第51条の8に規定する運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に規定する協議会、地域公共交通確保維持再生事業(生活交通サバイバル戦略)の協議会その他の協議の場における協議が行われる場合には、被災地における生活交通手段を適時適切に確保する観点から、協議の円滑化・迅速化のため、必要に応じ、積極的に助言・指導を行われたい。